

執るべき措置の勧告

世界保健機関 (WHO) の目的は [WHO 憲章](#) 1 条に、その実現のために果たす機能は 2 条に、それぞれ書かれている。WHO の機関は [リンク先](#) のとおり。そして、既に説明したように、WHO 憲章 21 条(a)・22 条に基づき、[International Health Regulations \(IHR\)](#) ([日本語仮訳](#)) が定められている。

COVID-19 への対応に関して、WHO は様々な批判にさらされている¹。

- 「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態 (PHEIC: Public Health Emergency of International Concern)」(IHR 12 条) を宣言するのが遅すぎた ([2020 年 1 月 30 日](#))。
- 中国に対して遠慮しすぎている。
- 政策に一貫性がない。
 - 渡航規制
 - ◇ “The Committee does not recommend any travel or trade restriction based on the current information available.” [Statement on the second meeting of the International Health Regulations \(2005\) Emergency Committee regarding the outbreak of novel coronavirus \(2019-nCoV\)](#) (IHR 15 条の temporary recommendations)
 - ◇ “Travel measures that significantly interfere with international traffic may only be justified at the beginning of an outbreak, as they may allow countries to gain time, even if only a few days, to rapidly implement effective preparedness measures. Such restrictions must be based on a careful risk assessment, be proportionate to the public health risk, be short in duration, and be reconsidered regularly as the situation evolves.” [Updated WHO recommendations for international traffic in relation to COVID-19 outbreak](#)
 - 隔離措置
 - ◇ “In the face of a previously unknown virus, China has rolled out perhaps the most ambitious, agile and aggressive disease containment effort in history.” [Report of the WHO-China Joint Mission on Coronavirus Disease 2019 \(COVID-19\)](#), p. 16.
 - ◇ “There are two scenarios in which quarantine may be implemented: (1) for travellers from areas with community transmission and (2) for contacts of known cases. This document offers interim guidance to Member States on implementing quarantine, in the latter scenario, for the contacts of people with probable or confirmed COVID-19.” [Considerations for quarantine of contacts](#)

¹ 鈴木淳一「世界保健機関 (WHO)・国際保健規則 (IHR) の機能——新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) の場合」[国際法外交雑誌](#) 120 巻 1・2 号 (2021 年) 75 頁、佐俣紀仁「世界保健機関 (WHO) の権限とアカウンタビリティ——国際保健規則 (IHR) 緊急委員会の透明性改革の課題」[国際法外交雑誌](#) 120 巻 1・2 号 (2021 年) 87 頁、城山英明「WHO のグローバル保健ガバナンスにおける役割と課題」[国際法外交雑誌](#) 120 巻 1・2 号 (2021 年) 98 頁、西真如「グローバル・ヘルスにおける WHO 事務局長の役割」[法律時報](#) 93 巻 1 号 (2021 年) 72 頁、西平等『[グローバル・ヘルス法](#)』(名古屋大学出版会、2022 年) 292-295 頁。

[of COVID-19 cases](#), p. 1.

これらの批判はどの程度正当であろうか。IHR の関連条項を読みつつ考えてみよう。

- IHR 12 条 2 項 “the Director-General shall consult with the State Party in whose territory the event arises”
- IHR 9 条 1 項 “Before taking any action based on such reports, WHO shall consult with and attempt to obtain verification from the State Party in whose territory the event is allegedly occurring”
- 同 “WHO shall make the information received available to the States Parties and only where it is duly justified may WHO maintain the confidentiality of the source.”

国家の行動の監視

2014 年のエボラ出血熱の蔓延に対応するため、[International Health Regulations \(IHR\) Emergency Committee](#) が開催された ([Emergency Committee](#) の根拠規定は IHR の 48 条・49 条)。そして、WHO の Director-General は、西アフリカにおけるエボラ拡大を PHEIC と宣言し、Emergency Committee 声明の内容を Temporary Recommendations とした ([上記 Emergency Committee 第 1 回会合声明ページ](#)の末尾)。

エボラ対策はもちろん各国国内でなされるため、実際に対策を行うのは国家である。したがって、WHO は、上記の通り定めた規則が国家により適切に履行されているかどうかを監視する。[IHR の履行監視がどのようになされるか](#)は、IHR 54 条に記されている。このような国際機構による監視には、どのような効果があると考えられるか。

カナダは、エボラ対策の一環として[査証発給停止](#)を行った。これは、temporary recommendations と整合的だろうか。当該措置は IHR を弱体化させるものとの批判がカナダ国内でも見られた²が、WHO はカナダの査証発給停止につき特段の対応をしていない。そのことはどう評価すべきだろうか。

また、コロナ禍初期、日本はウエステルダム号 (オランダ船籍) に対して「[入港しないよう強く要請](#)」した³。これは、IHR 28 条・43 条に照らして、どのように評価されるべきだろうか。また、ここでも WHO は日本の措置について特段の対応をしていない。どう考えるべきか。

² Michelle Hayman, “[Fear Above Science: Canada’s Ebola Related Visa Restrictions](#)”, University of Toronto, Faculty of Law.

³ [日蘭通商航海条約](#) 6 条は入港の自由を定めており、同条約には安全保障例外のような規定はない。なお、[日英通商航海条約 \(日本語版\)](#) は、20 条で入港の自由を定めつつ、29 条 4 項 (b)(i)に例外規定を置いている。ダイヤモンド・プリンセス号 (英船籍) について入港拒否がなされなかったのは、その時点において問題の深刻さに関する認識が異なっていたからかもしれない。

国際機構自身による行動

国家による行動を監視するにとどまらず、国際機構が自ら行動する場合もある。エボラ出血熱の蔓延に際して、安保理は[決議 2177 \(2014\)](#)を採択した。安保理が感染症に関する決議を採択したのはなぜだろうか⁴。前文では“the Ebola outbreak in Africa constitutes a threat to international peace and security”とされている (参照、[国連憲章](#) 39 条)⁵。これは、何を意味するだろうか。

さらに、国連総会は[決議 69/1](#)を採択し、これにより [United Nations Mission for Ebola Emergency Response \(UNMEER\)](#)が設立された。UNMEER は何をするための機関か。上記ウェブサイトや、総会決議 69/1 のパラ 1 に引用されている文書 [A/69/389](#) の 2 ページ目 (“At the operational level”の段落) から 4 ページ目を見て考えてくる。

安保理決議 2177 (2014)も、総会決議 69/1 も、それぞれの前文で “the central role of the World Health Organization”に言及している。なぜこのような言及があるのだろうか。WHO が the central role を果たすのであれば、安保理や総会はどのような役割を果たすのだろうか。

以上

⁴ 安全保障理事会は、AIDS に関する[決議 1308 \(2000\)](#)を採択したことがあるが、そこでは AIDS が「平和に対する脅威」を構成するとまでは述べられていない。また、COVID-19 については「平和に対する脅威」を認定していない。丸山政己「COVID-19 は平和に対する脅威ではないのか」[国際法外交雑誌](#) 120 巻 1・2 号 (2021 年) 63 頁。

⁵ 安全保障理事会による強制措置については、国際法 (対人管轄・紛争) で学んでいる。理解が足りないと自覚する受講生は、酒井啓亘ほか『[国際法](#)』(有斐閣、2011 年) 第 5 編第 3 章を読んでおくこと。